

事業報告書

2012年度（平成24年度）

自 2012年4月1日 至 2013年3月31日

公益財団法人 基督教イースト・エイジャ・ミッション



1、基本方針

公益財団法人基督教イースト・エイジャ・ミッションの働きの源は、1884年にスイス人やドイツ人等を中心に設立された国際的なキリスト教ミッション「普及福音新教伝道会」にまで遡る。以来 120 年間にわたり同団体より日本に派遣されてきた宣教師達や社会事業ワーカー達が東京や京都等における活動の中で代々大切にしてきた使命と活動の原点に立ち返り、ここ数年は新しい時代における当財団の方向性を検討してきた。特にこの 30 年間程は、人権や平和、環境問題等様々な社会倫理的課題について先進的な調査・研究を行い、出版やセミナー活動等を通じて社会に幅広く提言をしてきた。そして 2011 年度夏に内閣府に対して公益認定申請を行い、2012 年 4 月に公益財団法人として新たな歩みをはじめた。

2、事業報告

1、留学生寄宿舎事業

外国人留学生に対し低廉で良質な宿舎「山上国際学寮」を提供し、その就学・研究活動を支援するとともに、健全な人間形成と日本文化の良き理解者の育成に寄与した。約 20 世帯と小規模ではあるが、青年期における人間形成の場として、寮長が常駐して毎月寮生会を実施して各自の研究生活のサポートを行った。また共同研究スペース、図書室（社会倫理及び日本文化関係）、共同ラウンジ等を完備し、留学生同士及び留学生と日本人との共同生活を通じ、また国際理解プログラム（日本文化理解）を毎月実施し、主として外国人学生の日本理解を深めた。このように東京における「山上国際学寮」、及び京都においては京都市左京区内の当法人所有地を留学生寄宿舎用地として財団法人京都「国際学生の家」に借地提供することを通じて、我が国の「留学生 30 万人計画」を踏まえ、東京大や早稲田大（東京）、京都大や同志社大（京都）等の留学生を多く受け入れている主要な大学への通学しやすい立地を活用し、民間からの受け入れ基盤を充実させることにより国政への寄与したことを願う。

2、 障害福祉サービス事業

児童発達支援「富坂子どもの家」として、児童福祉法に基づく障害児向け福祉サービスを通じ、地域社会における養育への支援を行い、多様な養育ニーズを抱える家族の基盤強化に寄与した。「富坂子どもの家」では、就学前の心身に障害、あるいは発達に遅れのある児童に対し、相談と個別的・集団的に必要な支援、訓練を行い、個々の児童の発育・発達を促した。また、集団の中での経験を豊かにすることで、円滑な社会生活につなげるサービスを提供した。さらには発達障害児の全人的な成長を支援する機関として、対象児童へのサービス提供に留まらず、保護者の養育相談や、児童デイサービスに従事する専門家の育成に従事した。また早期の段階で専門的な保育指導を行い、また関係する教育・福祉機関と連携していくことにより、該当児童が地域社会の一員として成長できるように取り組んだ。

3、 NPO及び市民活動支援事業

NPO 法人及び市民団体による、人権・平和・教育・国際理解に関する市民活動を積極的に支援するために、それら団体やグループの活動拠点を提供した。これは人権、平和、教育に関する社会的な課題に取り組む NPO 法人、市民団体の活動を支援することによって、結果としてこれらの社会的課題が市民活動を通じて解決され、地域社会自体の自己解決能力が増すことになり、結果としてこのことが地域社会の健全な運営の確保に資することにつながると考えるからである。当財団では、文京区小石川2丁目に所有する建物内の一定部分を、NPO 法人や市民団体・NGO に対してのみ、市価の半額程度の家賃で事務所スペースを提供した。入居団体は次の通り。

特定非営利活動法人開発教育協会、特定非営利活動法人東京モンテッソーリ教育研究所

移住労働者と連帯する全国ネットワーク、日本モンテッソーリ協会

4、 研究・研修事業

国内外の社会における人間の尊厳に関わる倫理的諸課題を、宗教学の視点から問題提起し、多様性を認め合う平和的な市民社会を構築するための調査・提言をした。特に信教の自由や表現の自由の尊重と擁護を目的として、宗教間対話を行う事業や国際紛争の火種としての宗教間対立を緩和し和解にもたらすための学際研究および国際的宗教間対話の実現のための国際交流事業を行った。

そのために、今年度は

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① ベーテルの実現を目指す研究会 | ③ キリスト教と社会制度についての研究会 |
| ② 戦後韓国民民主化運動資料集編纂研究会 | ④ キリスト教施設指導者研修 |

の研究・研修を主宰し、これらによる研究の成果を、セミナーや紀要等の出版・配布を通じて社会に還元した。

5、 公益事業の必要経費を一部確保するための収益事業

上記公益事業に必要な諸経費を確保するために、効果的に資産を運用し、財団の土地の一部の駐車場運営の合理化を計り、さらに共同住宅敷地として貸与した。